



インターネットと人権

毎月 11 日は「人権を確かめあう日」です

パソコンやスマートフォン、もはや私たちの生活になくてはならないものになりつつあります。それらを使ってインターネットを利用している人も多いのではないのでしょうか。インターネットの普及により、私たちの生活は急速にそして大きく広がりました。様々な人と交流できる、世界とつながる、趣味や楽しみが広がる、勉強にも利用できる等々、アプリや SNS の活用で情報収集や情報発信が簡単にできるだけでなく、災害情報など命の危険を知らせてくれるサービスもあり、私たちの生活は飛躍的に便利になりました。また時間や場所を気にすることなく、自分の好きな時間、好きな場所で利用できるのも大きな魅力です。

しかし、使い方を間違えると人の心を傷つける「凶器」にもなり、最悪の場合は人の命を奪うことにもなります。また、いじめや個人情報の無断掲載、デマ、フェイクニュースの拡散など、使い方次第で思わぬ方向に被害が広がり、悪質な犯罪に巻き込まれる危険が潜んでいます。

誰もが「加害者」にも「被害者」にもなる可能性があるのです。

私たちは、表現の自由や知る権利をより一層享受できるようになった一方で、気づかないうちに自分の人権が侵害されたり、他の人の人権を侵害したりするかもしれないことを忘れてはいけません。

顔が見えないからこそ相手の人権を尊重し、知識やモラルを身につけることが必要です。

2022. 12

宇陀市人権啓発活動推進本部

※このビラへのご意見・ご感想は
☎0745-82-2147または jinken@city.uda.lg.jp

